

【参考】

知事の専決処分事項の議決の一部改正

1. 提案理由

多額の未収金が発生している県の債権について、その保全及び回収の実効性を高めるためには、滞納の発生時に迅速に対応することが最も肝要であります。

このため、現在、県営住宅に係る家賃の請求及び明け渡し請求等についてのみ認めている訴えの提起、和解及び調停に係る知事の専決処分の適用範囲を県の歳入全般に拡大することにより、迅速で確実な歳入の確保を図ることが適当と考えられます。

これが、改正案を提出する理由であります。

2. 知事の専決処分事項の議決 新旧対照表

改正後	改正前
(略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による知事の専決処分事項を次のとおり定める。
1～5 (略)	1～4 (略)
6 <u>県の歳入（前号に掲げるものを除く。）の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。</u>	5 県営住宅に係る家賃の請求及び明け渡し請求等に伴う訴えの提起、和解及び調停に関すること。 (新設)

3. 施行期日

議決の日から施行する。